

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、介護保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宮城県塩竈市長

## 公表日

令和6年8月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とし、保険料の賦課・徴収、減免、要介護認定及び保険給付に関する事務を行う。
③システムの名称	ADWORLD 介護保険システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
参照用住基ファイル、参照用外国人ファイル、参照用税情報ファイル、被保険者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表100の項 ・別表の主務省令第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・第2条第2項 ・第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 ・第2条第31号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)  (情報提供の根拠) ・主務省令第2条の表 2,3,5,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,,83,86,,87,108,115,116,125,128,128,131,132,137,144,145,158,161の項  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番131, 132
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢福祉課
②所属長の役職名	高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高齢福祉課 宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-364-1204

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とし、保険料の賦課・徴収、減免、要介護認定及び保険給付に関する事務を行う。	加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とし、保険料の賦課・徴収、減免、要介護認定及び保険給付に関する事務を行う。	事後	
平成28年5月20日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿社会課長 遠藤 仁	長寿社会課長 鈴木 宏徳	事後	
平成29年8月4日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (別表第二における情報提供の根拠)	93	(削除)	事後	
平成29年8月4日	II-1. 一つの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成29年8月4日	II-2. 一つの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (別表第二における情報提供の根拠)	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の1.2.3.4.6.26.30.33.39.42.56の2.58.61.62.80.87.90.94.95.117の項 ・別表第二省令第7号の第1.2.3.4.6.19.25.30.32.33.43.44.46.47条	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の1.2.3.4.6.26.30.33.39.42.56の2.58.61.62.80.87.90.94.95.117の項 ・別表第二省令第7号の第1.2.3.4.6.19.22の2.24の2.25.30.31の2.32.33.43.44.46.47条	事後	
平成30年7月31日	II-1. 一つの時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
平成30年7月31日	II-2. 一つの時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	長寿社会課長 鈴木 宏徳	長寿社会課長	事後	
令和1年6月28日	II-1. 一つの時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2. 一つの時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	十分である(入手・提供)	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-8 監査	なし	[O]自己点検	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年5月18日	II-1. 一つの時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年5月18日	II-2. 一つの時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月15日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の68の項 ・別表第一主務省令第50条	番号法第9条第1項 ・別表第一の68の項 ・別表第一主務省令第50条	事後	
令和3年7月15日	I 4.②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項 ・別表第二省令第7号の第1,2,3,4,6,19,22の 2,24の2,25,30,31の2,32,33,43,44,47条  (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の93,94の項 ・別表第二省令第7号の第46,47条	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117の項 ・別表第二主務省令第1,2,3,4,6,19,22の2,24 の2,25,30,31の2,32,33,43,44,47条  (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の93,94の項 ・別表第二主務省令第46,47条	事前	令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第55条及び第56条において、番号法の改正が規定され、第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定について、第3号の次に新たに1号追加することに伴い、同条第4号以降に号ズレが生じたため。但し、施行日は令和3年9月1日とする。
令和3年7月15日	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5728	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	事後	
令和3年7月15日	II-1. 一つの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年7月15日	II-2. 一つの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和5年3月20日	I-5. ①部署	長寿社会課	高齢福祉課	事後	
令和5年3月20日	I-5. ②所属長の役職名	長寿社会課長	高齢福祉課長	事後	
令和5年3月20日	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284	事後	
令和5年3月20日	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	長寿社会課 宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-364-1204	高齢福祉課 宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-364-1204	事後	
令和5年3月20日	II-1. 一つの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年3月20日	II-2. 一つの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年7月19日	II-1. 一つの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和5年7月19日	II-2. 一つの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和6年1月1日	I-3法令上の根拠		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・第2条第2項、第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 ・第2条第31号	事後	公金受取口座登録制度の開始に伴う公金受取口座の情報照会のため
令和6年7月4日	I-3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の68の項 ・別表第一主務省令第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・第2条第2項 ・第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 ・第2条第31号	番号法第9条第1項 ・別表100の項 ・別表の主務省令第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・第2条第2項 ・第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 ・第2条第31号	事後	令和6年5月27日付で番号法の一部が改正されたため
令和6年7月4日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117の項 ・別表第二主務省令第1,2,3,4,6,19,22の2,24 の2,25,30,31の2,32,33,43,44,47条  (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の93,94の項 ・別表第二主務省令第46,47条	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)  (情報提供の根拠) ・主務省令第2条の表 2,3,5,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,108,115,116,125,128,128,131,132,137,144,145,158,161の項  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番131, 132	事後	令和6年5月27日付で番号法の一部が改正されたため